

令和6年度 環境物品等の調達実績の概要

独立行政法人 空港周辺整備機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、令和6年度環境物品等の調達実績の概要をとりまとめ、公表するとともに、主務大臣經由環境大臣に対し通知する。

1. 令和6年度の経緯

以下のとおり環境物品等の調達の推進を図るための調達方針（以下「調達方針」という。）の策定、公表を行った。

- ・令和6年4月16日 調達方針を策定、公表

2. 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、別表のとおりである。

（1）目標達成状況等

総調達量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、調達目標を全て100%としたが、職員の調達方針の認識不足等により、一部の品目において目標を達成することができなかった。

（2）判断の基準を満足しない物品等

- ・職員の調達方針の認識不足によるもの
パンチ（手動）、のり（テープ）、棚、ディスプレイスタンド、ディスプレイ、記録用メディア、カーテン、作業手袋、幕
- ・業務上の理由によるもの
コピー用紙、プラスチック製ごみ袋、
- ・調達要件に加えることができない事情が生じたことによるもの
旅客輸送

（3）判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達状況

なし

3. 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

物品の選択にあたっては、エコマークの認定を受けているか、または環境に配慮した製品の調達に努めた。

4. その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

調達に際して、仕様書に環境負担の低減に資する製品及び役務の調達を推進するよう記載することに努めた。

5. 令和6年度調達実績に関する評価

令和6年度の調達においては、職員の調達方針の認識不足等により、一部の品目において目標を達成することができなかった。

令和7年度以降の調達においては、調達方針やグリーン購入法の趣旨などについて、改めて周知徹底を行うことにより目標達成に努めるとともに、判断の基準より高い水準を満足する物品等の調達を図るよう努めていくこととする。